

# 和木町学校給食センター設計業務 公募型プロポーザル 実 施 要 領

## 1. 趣 旨

この要領は、和木町学校給食センター整備事業の設計に係る契約の相手方となる設計業者を選定するに当たり、公募型プロポーザル実施方法等について、必要な事項を定めるものである。

## 2. 業務の目的

和木町の現給食センターは、昭和51年1月に開設され、供用開始後50年が経過し、施設や設備の老朽化が進行している。また、作業動線や空調設備等の作業環境についても改善が必要な状況となっているほか、床がウェットシステム（ドライ運用）であること、汚染作業区域と非汚染作業区域が明確に区分されていないこと、独立した検収室がないこと、適切な温度・湿度の管理が十分できないことなど、現行の学校給食衛生管理基準への適合が不十分な状況となっている。

以上のことから、町内の子どもたちにより安全で高品質な給食を安定的に提供していくため、本町では「和木町学校給食センター整備基本構想（令和5年8月）」および「和木町学校給食センター整備基本計画（令和7年4月）」を策定し、和木町学校給食センターの整備を行うこととした。

本業務は、和木町学校給食センター整備基本構想および基本計画に基づき、和木町学校給食センターを整備するため、その施設の設計業務を行うものである。

## 3. 業務概要

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 業務名   | 和木町学校給食センター設計業務   |
| (2) 業務の内容 | 和木町学校給食センターに係る基本設計および実施設計業務<br>「和木町学校給食センター設計業務 特記仕様書」参照  |
| (3) 業務の期間 | 契約締結の翌日から 令和10年1月31日まで<br>・ 令和8年度 基本設計業務<br>・ 令和9年度 実施設計業務  |
| (4) 契約上限額 | 金 33,693,000円とし、下記のとおり内訳上限額を設定する。<br>・ 基本設計業務 金 9,658,000円<br>・ 実施設計業務 金 24,035,000円<br>(いずれも消費税および地方消費税に相当する額を含む。)   |
| (5) 施設概要  | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 計画地 山口県玖珂郡和木町関ヶ浜二丁目5番地内</li><li>・ 用途地域 第二種中高層住居専用地域、防火指定なし</li><li>・ 敷地面積 約2,650㎡（敷地への進入路は除く）</li><li>・ 延べ床面積 700㎡程度</li><li>・ 主な用途 学校給食の調理</li></ul> |

- ・ 調理能力 900食/日
- ・ 対象校 小学校：1校、中学校：1校、こども園：1校

### 3. 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者または会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生手続開始決定がなされている者または会社更生法に基づく更生手続開始決定がなされている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）または暴力団関係事業者（法人でその役員若しくは使用人のうちに暴力団員のあるものまたは自然人で使用人のうちに暴力団員のあるものをいう。）でないこと。
- (4) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (5) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定による一級建築士事務所登録を受けていること。
- (6) 単体企業であること。
- (7) 和木町入札参加資格者名簿に登録がある者であること
- (8) 和木町の指名停止を受けていないこと。
- (9) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (10) 山口県内に本店または支店等を有すること。または、広島県の大竹市、廿日市市、広島市に本店を有すること。
- (11) 当該業務に関するノウハウや関連事業についての知見および実績を有し、その達成および遂行に必要な組織、人員を有している事業者であること。
- (12) 地方公共団体の発注するHACCPの概念に基づいた衛生管理に対応したドライシステムの学校給食センター（1日あたり900食以上の学校給食を提供できる施設の新築）の実施設業務を元請として受注・履行した実績があること。
- (13) 設計業務に厨房機器における専門的な知見を活かすことができる協力厨房機器業者として上記の（1）（2）（3）（4）（8）（9）（11）の条件を全て満たし、かつ学校給食センター（1日あたり900食以上の学校給食を提供できる施設）への厨房機器一式の納入業務実績を有している厨房機器業者を連ねて申し込むこと。なお、厨房機器業者が複数の事業者の協力厨房機器業者となることを妨げない。また、協力厨房機器業者は、本プロポーザルに直接参加することはできない。

#### 4. 業務実施上の条件

上記「3. 参加資格要件」に併せて、本プロポーザルへの参加を申し込む事業者は、業務実施にあたり次の条件を満たしていることとする。

- (1) 直接的雇用関係のある管理技術者および照査技術者をそれぞれ1名配置すること。また、意匠、構造、電気設備、機械設備、積算の各分野の主任技術者をそれぞれ1名配置すること。
- (2) 管理技術者は、建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の資格を有し、「3. 参加資格要件（12）」の設計における業務経験を有する者であること。
- (3) 照査技術者は、建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の資格を有し、資格取得後5年以上の実務経験を有する者であること。
- (4) 各分野の主任技術者は一級建築士の資格を有する者であること。ただし、電気設備および機械設備の主任技術者は建築設備士の資格を有する者でもよい。
- (5) 管理技術者および照査技術者と各分野の主任技術者は兼任することはできない。

#### 5. 選定スケジュール

##### (1) 参加申込受付期間

令和8年5月7日（木）9時から 令和8年5月20日（水）17時まで

##### (2) 質問受付期間（参加申込みに関するもの）

令和8年5月7日（木）9時から 令和8年5月13日（水）17時まで

##### (3) 質問回答（参加申込みに関するもの）

令和8年5月15日（金）17時までに回答

##### (4) 参加可否通知

令和8年5月27日（水）16時までに通知

##### (5) 質問受付期間（企画提案等に関するもの）

令和8年5月7日（木）9時から 令和8年5月29日（金）17時まで

##### (6) 質問回答（企画提案等に関するもの）

令和8年6月3日（水）17時までに回答

##### (7) 企画提案書等受付期間

令和8年5月28日（木）9時から 令和8年6月17日（水）17時まで

##### (8) 企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリング

令和8年6月29日（月）13時から17時の間

##### (9) 審査結果通知

令和8年7月3日（金）16時までに通知

※ 上記の日程は、都合により変更する場合があります。

## 6. 参加手続き

本プロポーザルへの参加を希望する者は、和木町ホームページから必要書類をダウンロードし、次のとおり提出すること。

### (1) 参加申し込み受付期間

令和8年5月7日（木）9時から 令和8年5月20日（水）17時まで

### (2) 提出書類と提出方法

#### <提出書類>

- ア. プロポーザル参加申込書（様式1）
- イ. 事業者概要（様式2）
- ウ. 業務実績書（様式3）
- エ. 一級建築士事務所の登録証の写し
- オ. 参加資格要件（12）が確認できるもの（契約書の写し等）【任意】
- カ. 協力厨房機器業者の概要および業務実績（様式4）

#### <提出方法>

和木町文化会館1階 教育委員会事務局まで 郵送もしくは持参  
（いずれも受付期間内に必着とする）

#### 提出先住所

〒740-0061 山口県玖珂郡和木町和木二丁目1番1号

※ 持参の場合は土・日・祝日及び開庁時間外は受付不可

### (3) 参加可否通知

- ア. 必要事項がすべて記載された（2）<提出書類>ア～カの全てが提出されており、「3. 参加資格要件」の内容を満たすと判断したとき参加を承認する。
- イ. 本プロポーザルの参加の可否は、令和8年5月27日（水）までにプロポーザル参加申込書に記載の連絡先へ電子メールで通知する。その後、書面にて郵送する。
- ウ. 参加の承認を受けない限り、本プロポーザルには参加できない。なお、必要書類を提出したにもかかわらず、令和8年5月27日（水）16時までに参加可否の通知がない場合は、同日17時までに教育委員会事務局に電話で確認すること。

### (4) 参加辞退

参加者は、令和8年6月17日（水）17時まで和木町学校給食センター設計業務公募型プロポーザル参加辞退届（様式7）の提出により、本プロポーザルの参加を辞退することができる。

## 7. 質問の受付および回答

### (1) 受付期間

- ・ 参加申込みに関するもの

令和8年5月7日（木）9時から 令和8年5月13日（水）17時まで

- ・ 企画提案等に関するもの

令和8年5月7日（木）9時から 令和8年5月29日（金）17時まで

## (2) 提出方法

質問書（様式5）により、教育委員会事務局まで電子メールにて提出すること。また、件名は「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とし、受付期間内に必着とする。

- ・ 電子メール：[kyoiku@town.waki.lg.jp](mailto:kyoiku@town.waki.lg.jp)

## (3) 質問の回答

各質問者からの質問およびその回答の全てを和木町ホームページにて公開する。

- ・ 参加申込みに関するもの：令和8年5月15日（金）17時まで
- ・ 企画提案等に関するもの：令和8年6月3日（水）17時まで

## 8. 企画提案書等の提出

参加承認の通知を受けた事業者は、以下の方法によって書類を提出すること。

### (1) 提出期限

令和8年6月17日（水）17時まで（必着）

### (2) 提出方法

6. 参加手続き（2）と同じ

### (3) 提出書類

様式6および見積書は1部、それ以外（イ～オ）は10部提出すること。

ア. 和木町学校給食センター設計業務公募型プロポーザル届出書（様式6）

イ. 業務実施体制調書（様式6-1）

ウ. 配置技術者調書「管理技術者」（様式6-2）

エ. 配置技術者調書「主任技術者」（様式6-3）

オ. 企画提案書

提案様式：A4またはA3サイズ（片面）で5枚以内とし（表紙含む）、図表やイメージ図等を用いてもよい

#### <提案内容>

以下の項目および和木町学校給食センター整備基本構想（以下「基本構想」という。）、和木町学校給食センター整備基本計画（以下「基本計画」という。）、別紙「和木町学校給食センター 施設構成表」、和木町学校給食センター設計業務特記仕様書、審査基準書（表1）等をふまえたうえで作成すること。

#### I. 業務全般

業務実施体制および工程計画、円滑な業務の遂行方法、各業務のサポート体制

#### II. 業務内容

- ・ 和木町学校給食センター整備基本計画の「3. 基本方針」、「5. 施設機能の検討」、「6. 施設計画」に沿った施設計画等の考え方
- ・ 敷地条件を考慮した土地利用計画と外部環境（敷地周辺を含む）に配慮した施設配置計画について
- ・ 人とシステムによる安全性の確保について（安全衛生面の考え方、諸室の配置、作業動線、食材動線、アレルギー対応の考え方など）

- ・ コスト縮減等について（イニシャルコスト、ランニングコスト、ライフサイクルコスト、環境負荷への配慮等について）

※ 基本計画P22 6. 施設計画 (1) 配置・平面計画の考え方 のうち、「会議室は、50人程度を収容できるスペースを確保する」の「50人」は「20人」に読み替えること。

#### カ. 見積書

#### (4) 企画提案書作成の際の注意事項

本施設は建築基準法第48条ただし書き許可（建築基準法第48条4項および16項二号）を受けて建設する予定であるため、次の点に注意して提案書を作成すること。

- ・ 調理業務の用に供する部分の床面積は、500㎡以内とすること。  
調理業務の用に供する部分とは、調理場のほか、調理・配膳に必要な道具の保管庫、食品を保管する倉庫および給食の配送作業に必要な部分等を指し、搬入・配送のためのプラットフォーム、ボイラー等の調理に直接関係する設備が設置される機械室等も含まれる。なお、調理に直接関係がない職員の事務室、備品の倉庫およびロッカー、洗濯室等は含まない。
- ・ 騒音又は振動の発生その他の事象による住居の環境の悪化を防止するために必要な国土交通省令で定める措置を講じた計画とすること
- ・ 住居の環境の悪化を防止するために必要な処置を講じた計画とすること（「建築基準法施行規則第10条の4の3」および「建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）」（令和元年6月24日付け国住指第654号・国住街第41号）参照）

#### 9. 企画提案書のプレゼンテーションおよびヒアリング

時間、場所等の詳細は令和8年6月24日（水）16時までに電子メールにて通知する。16時を過ぎても通知がない場合は、教育委員会事務局に電話で確認すること。

##### (1) 実施日時

令和8年6月29日（月）13時から17時の間を予定（1事業者30分程度）

##### (2) 実施場所

和木町文化会館 1階講習室

##### (3) 出席者

5名以内とし、業務実施体制調書（様式6-1）に記載のいずれかの者が企画提案書の説明を行う。なお、説明以外は、業務実施体制調書（様式6-1）に記載の者でなくてもよい。

##### (4) 内容

企画提案書のプレゼンテーションおよびヒアリングとし、合わせて30分程度を予定（プレゼンテーション20分、ヒアリング10分）

##### (5) その他

- ・ プレゼンテーションは非公開とする。

- ・プレゼンテーションに必要な機材は提案説明者で用意すること。ただし、プロジェクターとスクリーンは和木町で用意する。

## 10. 審査

### (1) 優先交渉権者、次点者の選定

提出された企画提案書、企画提案書のプレゼンテーションおよびヒアリング内容について審査基準表（表1）をもとに審査を行い、最も評価点の高い者を優先交渉権者とし、評価点が次の者を次点者とする。なお、審査は非公開とする。

ア. 優先交渉権者の選定にあたり、評価点が高点の者が2以上あるときの対応は、審査基準表「提案内容」の評価点が高い事業者を優先交渉権者とする。

イ. 有効な事業者が1社のみときは、評価点が78点以上であり、和木町が適正な提案と判断する場合に、優先交渉権者とする。

### (2) 審査結果の通知および公表

選定結果については、令和8年7月3日（金）16時までに電子メールにて通知し、その後、書面にて郵送する。16時を過ぎても通知がない場合は、同日17時までに教育委員会事務局に電話で確認すること。

また、審査結果は和木町ホームページ上でも公開する。

## 11. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、当該参加者を失格とする。失格となった参加者は、以後の審査に参加することができないものとし、既に審査が終了している場合は、当該参加者の審査結果を無効とする。

- (1) 前記3. 参加資格要件を満たさなくなった場合。
- (2) 故意又は過失により提出書類に審査結果に影響を及ぼすような虚偽の記載があった場合。
- (3) 書類の提出期限その他本要領の記載事項を遵守しなかった場合。
- (4) 見積額が契約上限額を超える場合。
- (5) 審査の公平性を害する行為があったとき、その他受託候補者として不適格と認められる場合。

## 12. 契約に関する事項

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加者から提出された書類等の追加、修正、差し替え等は原則認めない。
- (3) 同一の参加者が複数の企画提案書を提出することはできないものとする。
- (4) 参加者から提出された書類等は返却しない。
- (5) 参加者から提出された書類等の著作権は参加者に帰属するが、このプロポーザルの実施および選定結果の公表等に必要範囲内において、町は無償で当該著作権を使用できるものとし、参加者は、町に対して当該著作物に係る著作権者人格権を行使しないものとする。

- (6) 本プロポーザルに関して情報公開請求等があった場合、和木町情報公開条例（平成11年3月24日和木町条例第7号）に基づき、参加者から提出された書類等を開示することがある。

### 13. 問合せ先

〒740-0061 山口県玖珂郡和木町和木二丁目1番1号

和木町教育委員会事務局（担当：栗本、片山）

電話：0827-53-3123

FAX：0827-53-6776

電子メール：[kyoiku@town.waki.lg.jp](mailto:kyoiku@town.waki.lg.jp)

## 和木町学校給食センター 施設構成表

### (1) 職員数等

町職員1名、管理栄養士1名、配送員1名、調理員20名（ただし、一日の調理作業に関わる人数は15名程度）

### (2) 計画施設の構成等

#### ① 給食センター

下記の表の部屋を基本とし、その他必要と思われる部屋などがあれば適宜修正・追加して計画すること。

区域区分	部 屋 名	備 考
汚染作業区域	荷受室	原則「野菜類」「肉・魚類」に分けて計画すること
	検収室	コンテナ式の冷蔵庫・冷凍庫を設置できるように計画すること
	油 庫	
	廃棄物庫	検収室、下処理室で出た廃棄物の置き場
	食品庫	検収室内への食品棚の設置でも可 計量室・洗米室との兼用でも可
	計量室	食品庫・洗米室との兼用でも可
	洗米室	食品庫・計量室との兼用でも可
	肉・魚類下処理室	
	野菜類下処理室	
	洗浄室	洗剤庫を併設すること
	残菜室	
非汚染作業区域	調理室	ガス回転釜は5台設置する計画とすること (通常調理用×4台、和え物用×1台) 将来アレルギー食に対応できるようにスペースを確保すること
	和え物室	
	コンテナ室	校内での移動にエレベーターを使用するため、計画するコンテナの大きさ等に注意すること 【既設コンテナ寸法および台数】 ・こども園 (5台) : 奥行82cm、横幅101cm、高さ120cm ・小学校 (7台) : 奥行73cm、横幅96cm、高さ130cm ・中学校 (2台) : 奥行81cm、横幅130cm、高さ144cm
	風除室	コンテナ室に併設すること

区域 区分	部 屋 名	備 考
搬 出 入 ・ 準 備 区 域	食品搬入用プラットフォーム	
	コンテナ室・洗浄室用プラットフォーム	ドックシェルターでも可とするが、その場合は職員用出入り口も併せて計画すること
	調理準備室	
	洗浄準備室	
一 般 区 域	玄 関	調理員20名、管理栄養士1名、配送員1名、町職員1名および来客用（5名程度）の靴箱を設ける計画とすること
	事務所	事務机3台、応接テーブル、書棚等を設置できる計画とすること 可能であれば書庫を併設すること
	会議室	20名程度で利用できる計画とすること 女性用休憩室と兼用でも可
	各種トイレ	調理員用と外来・一般職員用で分けて計画すること
	女性用ロッカー室	20名程度で利用できる計画とすること
	女性用休憩室	ロッカー室と隣接させ、20名程度で利用できる計画とすること
	男性用ロッカー室	3名程度で利用できる計画とすること
	男性用休憩室	ロッカー室と隣接させ、3名程度で利用できる計画とすること
	給湯室	休憩室の近くに設けること
	洗濯・乾燥室	洗濯機、乾燥機の設置台数は各1台とする 脱衣室、シャワー室を併設すること
	倉 庫	調理とは直接関係のない一般備品を保管する倉庫 書庫との兼用でも可
	機械室	必要に応じて計画すること

## ② 付帯施設

配送車用車庫（1台）、職員・調理員用駐車場（20台程度）、来客用駐車場（3台程度）  
駐輪場、受水槽、排水処理施設、門扉、フェンスなど

## 和木町学校給食センター設計業務に係る審査基準表

【審査番号： 1】

審査項目		審査事項	配点	評価点					採点	
会社概要	1	提案者の概要	本業務に携わるための基本的な資格・業務内容を有しているか。	5	1	—	3	—	5	
	2	業務の実績	本業務を遂行可能と判断できる十分な経験・実績を有しているか。	10	2	—	6	—	10	
業務体制	3	管理技術者および照査技術者の配置、資格、実績等	必要な資格等を持った管理技術者および照査技術者が適切に配置されており、十分な経験・実績を有しているか。	5	1	2	3	4	5	
	4	主任技術者の配置	各分野（意匠、構造、電気設備、機械設備、積算）の主任技術者が適切に配置されているか。	5	1	2	3	4	5	
	5	主任技術者の資格、実績等	各分野の主任技術者が十分な経験・実績を有しているか。	5	1	2	3	4	5	
	6	協力厨房機器業者の納入実績等	学校給食センターへの厨房機器一式の納入実績を有しているか。	15	3	6	9	12	15	
提案内容	7	施設整備の基本方針	安心・安全な給食を児童・生徒に提供するため、学校給食衛生管理基準及びHACCPの考え方に基づいた施設整備計画となっているか。	5	1	2	3	4	5	
	8	ゾーニング計画	汚染区域・非汚染区域のゾーニング区分について、作業への影響や衛生面等に配慮した提案がなされているか。また、施設全体の配置について、効率性等に配慮した提案がなされているか。	10	2	4	6	8	10	
	9	厨房機器の機能、能力等	厨房機器の機能、能力及び数量について、対応食数や献立内容等に適した提案がなされているか。	15	3	6	9	12	15	
	10	調理室や厨房機器の配置等	調理室や厨房機器の配置等について、調理従事者の動線や利便性等に配慮した計画となっているか。	15	3	6	9	12	15	
	11	労働環境について	調理員の熱中症対策や休憩スペースなど、労働環境に配慮した提案がなされているか。	5	1	2	3	4	5	
	12	省エネ及びライフサイクルコストへの配慮	省エネルギーや環境負荷、ランニングコストの軽減に配慮した提案がなされているか。	10	2	4	6	8	10	
	13	敷地の利用計画	敷地の周辺環境に配慮した利用計画となっているか。	5	1	2	3	4	5	
	14	周辺環境への配慮	騒音又は振動、臭気などによる住居の環境の悪化を防止するための提案がなされているか。	5	1	2	3	4	5	
その他	15	プレゼンテーション	上記評価項目を適切に表現されており、分かりやすいものとなっているか。本業務の取り組みに対する優れた考え方や意欲が感じられるか。	10	2	4	6	8	10	
	16	見積金額	適切な設計料か。	5	1	2	3	4	5	
合 計			130	—	—	—	—	—	0	